

平成 26 年 5 月 21 日

各 位

上場会社名 モジュール株式会社

(J A S D A Q : 3 0 4 3)

代 表 者 代 表 取 締 役 木 原 礼 子

問 合 せ 先 代 表 取 締 役 経 営 ・ 管 理 担 当

藤 井 隆 徳

(T E L : 0 3 - 3 4 5 4 - 2 0 6 1)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成 26 年 6 月 19 日開催予定の第 15 回定時株主総会に付議することを決議しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 提案の理由

- (1) 取締役会の独立性及び実効性の向上並びにコーポレートガバナンス体制の強化を目的とし、取締役会の決議において、過半数のうち少なくとも 1 名以上の社外取締役の同意を含まなくてはならないよう、新設するものであります。
- (2) 法令に定める取締役及び監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠取締役及び補欠監査役に関する規定を新設するものであります。
- (3) 上記変更に伴い、必要な条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成 26 年 6 月 19 日 (木) (予定)

定款変更の効力発生日 平成 26 年 6 月 20 日 (金) (予定)

以 上

(別紙)

<定款変更の内容>

(下線は変更部分を示します)

現 行 定 款	変 更 案
(選任) 第 19 条 ①～② (条文省略) (新 設)	(選任) 第 19 条 ①～② (現行どおり) ③ <u>当社は、会社法第 3 2 9 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠取締役を選任することができる。</u>
(新設)	(決議の方法) 第24条 <u>取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数(うち社外取締役 1 名以上を含む。)</u> が出席し、そのうち社外取締役 1 名以上を含む過半数をもって行う。
第24条～第26条 (条文記載省略)	第25条～第27条 (現行どおり)
(選任) 第 27 条 ① (条文省略) (新 設)	(選任) 第28条① (現行どおり) ② <u>当社は、会社法第 3 2 9 条第 2 項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>
第28条～第37条 (条文記載省略)	第29条～第38条 (現行どおり)